

【ディスカッションポイント】

第1 説明書の著作物性について

- テーマ判例の検討。
- 説明書に著作物性を認める場合があることについての検討。
(例：テーマ判例と異なり、参考判例②は著作物性を肯定)
- 実務上、どのような点に気を付けて取り組むことが考えられるか。
(例：社内から自社製品の取扱説明書やガイドラインの記載について相談を持ち込まれた場合等)

第2 挿絵（イラスト）の著作物性、著作権侵害の判断について

- テーマ判例の検討。
(挿絵1～3（著作物性否定）、挿絵4～6（著作物性肯定）の判断の違いについて)
- イラストの著作権侵害について、どのように考えるか。
(例：侵害肯定と侵害否定の区分け)
- 実務上、どのような点に気を付けて取り組むことが考えられるか。
(例：社内におけるイラスト制作、外注先への対応等)

第3 まとめ

【参考判例】

≪全体概略図≫

○説明書の著作権侵害判例

- ① 著作物否定 侵害も否定
- ② 著作物肯定 侵害も肯定

○イラストの著作権侵害判例

- ③ 著作物肯定 侵害一部否定
- ④ 著作物肯定 侵害否定

≪説明書≫

①著作権侵害差止等請求事件（H23.12.15 大阪地裁H22（ワ）11439号）否定 資料な

し

事案概要：被告が販売等している浄水器の取扱説明書の作成・頒布が、原告の販売している浄水器の取扱説明書の著作権を侵害するとして、原告が被告の取扱説明書の作成・頒布の差止及び損害賠償を求めた事案。

判旨概要：請求棄却（著作物性を否定、差止や損害賠償も認めず）

まず、取扱説明書はその性質上、配列は自ずと限定され、また本件において配置は一般的なものであり、それ以外の部分はレイアウト上の工夫にすぎないとし、創作性は認められないとして編集著作物とは認めなかった。

また、説明書全体として著作物であるのか、といった点について、その表現は必然的にありふれたものにならざるを得ず、本件においても記載はありふれたものとして創作性を認めず、著作物とは認めなかった。（ただし、ありふれた表記を超える表現上の特徴があれば著作物性を認める余地を示したと同時に、本件では主張そのものがないとした）

そして、説明書の各ページは著作物であるのか、といった点についても、著作物といえるためには具体的な表現上の創作性が必要であるところ、原告が著作物性の根拠として挙げている「わかりやすい」「簡潔」といった抽象的工夫は、具体的な表現について述べるものではなく失当として取り上げず、各ページ自体もありふれた表現であるとして創作性を認めず、著作物とは認めなかった。

②損害賠償請求事件（H23.12.22 東京地裁H22（ワ）36616号） 一部肯定 資料あり

事案概要：損害保険の代理店業等を営む原告が、損害保険会社である被告に対し、原告と被告の損害保険代理店契約が解除された後に、原告の「平成22年1月1日付け火災保険改定のお知らせ」と題する説明書面を複製し、これを含む被告案内資料を原告の顧客（社会福祉法人）に送付し、被告との火災保険契約の締結を勧誘した行為は、原告の説明書面についての著作権（複製権）を侵害するとして損害賠償と遅延損害金の支払いを求めた事案。（他、秘密保持契約違反による債務不履行、不競法及び一般不法行為も主張するが割愛。両方とも認められず。）

判旨概要：請求一部認容（著作物性を認め、侵害も認めた）

原告の説明書面について、特に内容的に重要な部分（改定ポイント）が一見して把握しやすいような構成とされていること、改定内容を説明する書面においてその表現方法として様々な可能性がありうる中で、わかりやすく説明するという観点から特定の選択を行い、その選択に従った表現を行ったものと言え、これらを総合した成果物である原告の説明書面の中に作成者の個性が表現されているとして、著作物と認めた。その上で説明書面に手書きで一部記載を追記した上で複写し被告は書面を作成したことから複製権侵害も認めた。（損害賠償については説明書面の作成の手間を省く等相応の営業上の利益を得ていること等の諸般の事情を総合考慮して、15万円を認定）

《イラスト》

③損害賠償請求及び差止、廃棄事件（H26.10.30 東京地裁H25（ワ）17433号）資料なし

し

事案概要：著作権譲渡を受けた原告が、被告商品（絵柄のシールを含む商品「ふわふわ 四季のたより」）の製造及び販売が原告著作物の著作権を侵害している、として被告商品の製造販売を差止、被告商品の廃棄、権利侵害による損害賠償請求（民法709条）を求めた事案。

判旨概要：一部請求認容（著作物として認められるものの、著作権侵害が認められたものは10個あるうち1個のみ）

前提として、原告・被告の著作物は、いずれも素材が印鑑やシール等の絵柄等に用いられるデザインである点で共通するものであるところ、かかる素材はそれ自体ありふれたもの

である上、限られたスペースに単純化して描かれることから、事柄の性質上、表現方法がある程度限られたものとならざるを得ず、本件においても同種の素材を採り上げた他の著作物にはみられない表現上の本質的な特徴部分が複製されていることが必要と判断。その上で、9個については、原告の著作物はいずれもありふれた素材・構図を組み合わせた表現にすぎず、これと酷似する表現にのみ複製の成立を認めるとしたうえで、相違点が見られ、酷似しないとして著作権侵害を否定。残り1個についてのみ、ありふれた表現以外の部分において表現上の特徴がみられるとし、特徴的な部分含め全体の構図や素材の描き方も実質的に同一といってよいほど原告の著作物と酷似しているため、著作権侵害を肯定。

④損害賠償請求事件（H20.7.4 東京地裁H18（ワ）16899号） 資料あり

事案概要：幼児向けの教育用ビデオ（原告の商品）を製造・販売する原告が同様の商品を販売する被告に対して、「被告の博士をイメージした人物のキャラクター」が「原告の博士をイメージした人物のキャラクター」と類似し、著作物の著作権（複製権及び翻案権）を侵害している旨主張して損害賠償請求を主張した案件。（他にも不正競争防止法に基づく損害賠償請求もあったが割愛。ちなみに、こちらも棄却）

判旨概要：請求棄却（著作物として認められるものの、著作権侵害は否定）

原告と被告のイラストにおいて、共通点として挙げられている部分は、きわめてありふれたもので表現上創作性があるとはいえず、相違点もあわせて鑑みると、原告のイラストの固有の本質的特徴を看取することはできないものというべきである、として著作権侵害を否定した。

【発表者所感】

・テーマ判例から鑑みるに、原告と被告との関係性（対象製品の製造元より日本での輸入販売の独占的ライセンスを受けている原告と同一製品を輸入販売している被告）、説明書の対象製品（乳幼児のプレスイミング体験を補助するための製品）における特殊性といった観点が、「製品取扱説明書」の著作物性、著作権侵害について検討するうえでの重要な要素になると考えられる。（テーマ判例と異なり参考判例②では、原告と被告の関係性、説明書の対象内容も鑑みた上で著作物性及び著作権侵害を認めている。）

・実務上の取り扱いに関して、第三者の著作権侵害を回避する観点からは、原則として、第三者の著作物に依拠することなく、独自に説明書等を作成することも重要である。また、類似性の判断は、一概に判別することは難しいが、その記載内容については、既存のものと一般的に似ていると思われる表記にすることは避けた方が良いものと考えられる。なお、議論の中で、第三者の著作権等侵害や景品表示法その他の法令違反等を回避するために、マニュアルを作成し、社内に周知している会社の事例が存在した。未然にトラブルを防ぐという意味で非常に有益な取り組みであると思われる。

・他方、第三者により自己の説明書等の著作権を侵害されることを予防する観点からは、自社特有の用語を使う、複製するとそれがわかるような技術的な仕組みを取り入れる等、少なくともデットコピーさせない方策をとっておくことも有効と考えられる。

以上